

学校法人 富澤学園
役員の待遇に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人富澤学園の役員の報酬及び費用弁償について定める。

(報 酬 等)

第 2 条 役員の報酬は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|----------|------|----------|
| (1) 理事長 | 月額手当 | 900,000円 |
| (2) 副理事長 | 月額手当 | 700,000円 |
| (3) 常務理事 | 月額手当 | 600,000円 |
| (4) 理事 | 月額手当 | 20,000円 |
| (5) 監事 | 月額手当 | 30,000円 |

2. この法人の職員で第1項の第2号又は第3号の理事を兼務する者の報酬は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|----------|------|----------|
| (1) 副理事長 | 月額手当 | 100,000円 |
| (2) 常務理事 | 月額手当 | 80,000円 |

3. 前各項に定める報酬は、就任日の属する月から退任又は解任の日の属する月までを支給期間とし、月額により支給する。

4. 常勤理事(本法人の理事を本務とする理事)には、通勤手当を支給する。但し、本法人職員を兼務して職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく通勤手当は支給しないものとする。

5. 報酬等の支給方法については、東北文教大学給与規程第15条第1項から第3項及び第24条の規定を準用する。

(旅 費)

第 3 条 役員が業務のため出張するときは、東北文教大学職員旅費規程第3条、第4条第1項第1号・第2号・第6号、同条第2項・第3項・第4項、第8条及び第9条を準用し、旅費規程別表1旅費支給表区分Aに掲げる学長と同じ額の旅費を支給する。

(退 職 金)

第 4 条 役員が退職したときは、その在職期間に応じて退職金を支給する。

2. 前項の退職金の支給については、別に定める。

(弔 慰 金)

第 5 条 役員が死亡したときは、弔慰金を贈る。

2. 役員の配偶者、父母及び子が死亡したときは、弔慰金を贈る。

(費用弁償)

第 6 条 学園職員以外の役員が理事会及び評議員会に出席したときは、公共交通機関の交通費を支給する。自家用車利用の場合、別表1に掲げる交通費を支給する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会に諮り、理事会の議決を経てこれを行う。

附 則

1. この規程は、令和3年12月22日制定、令和3年11月1日に遡って施行する。
2. 本規程制定に伴い、昭和53年4月1日施行の「学校法人富澤学園役員等の待遇に関する規程」は廃止する。

附 則

1. この規程は、令和7年6月12日改定、令和7年4月1日より施行する。
ただし、第2条第3項については、令和7年度定時評議員会終結の時より施行する。

別表 1 交通費（自家用車利用）

市町村	金額
山形市、上山市、中山町、山辺町	1,000 円
寒河江市、天童市、東根市、村山市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、白鷹町	2,000 円
尾花沢市、米沢市、長井市、大石田町、川西町、高畠町、飯豊町	3,000 円
舟形町	4,000 円
新庄市、真室川町、金山町、最上町、小国町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	5,000 円
鶴岡市	6,000 円
酒田市、庄内町、三川町	7,000 円
遊佐町	8,000 円